

經濟論叢

第 159 卷 第 1・2 号

松下電器「協栄会」の歴史と現在……………	下 谷 政 弘	1
異動をめぐる労使協議の変遷 (2)……………	久 本 憲 夫	20
ポスト冷戦と世界経済の融合化……………	有 賀 敏 之	40
「プリティッシュ亜麻会社」の事業展開 (1) ……	林 妙 音	57
Markov Switching Model を用いた 日米の景気循環分析……………	中 川 満	71
松下電器の流通政策における 専売制と現金取引の意義……………	日 高 謙 一	87
戦時期「鐘紡グループ」と鐘淵実業の設立……………	鄭 安 基	107

經濟論叢 第157卷・第158卷 総目録

平成 9 年 1・2 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

戦時期「鐘紡グループ」と鐘淵実業の設立

鄭 安 基

I は じ め に

鐘淵紡績株式会社（以下鐘紡）の前身は、中国棉などの定期販売を目的として1886年に設立された東京綿商社（資本金10万円）であった。同社は、1888年8月、手持棉花の滞貨を消化するため紡績事業そのものへも進出することとなり、東京府隅田村鐘ヶ淵にリング式紡績機3万錘で鐘淵紡績所を設立した。当時としては巨大な経営規模をもって発足したこの紡績所こそが鐘紡の始まりであった。翌89年の株式会社改組の直後に襲った1890年恐慌に際しては、同社は解散の危機に直面したが、結局は三井銀行による全面的な救済（株式の買受け、営業資金の供給、経営陣の派遣）によって経営破綻を食い止めることができた。したがって、その後の同社は三井財閥の「傍系企業」として位置づけられることとなり、三井財閥の経営政策の影響下に事業規模の拡大を図ってきたのである。

しかしながら、同社はその後も三井物産・三井銀行および東洋棉花などとの事業的な関連を維持しつつも、しだいに経営の自立性を高めはじめた。すなわち、1930年代になるとすでに三井財閥との人的・物的・資本的依存関係を急速に低下させ、いわゆる「鐘紡グループ」として姿を現すことになった。つまり、30年代に入るや紡績部門から総合繊維部門への多角的展開およびそれを垂直的に補完する数多くの子会社の設立を通じて、あるいはそれから展開した「時局」事業へも積極的に進出して、30年代半ば頃には複数の事業部門にまたがる「鐘紡グループ」への転換を見せた。同グループは世に「鐘紡コンツェルン」

とも呼ばれたのである。さらに、鐘紡グループは、戦時統制期に入るや、「不要不急」産業の経営体と位置づけられた鐘紡本体から「時局」事業部門を分離独立させ、1938年に鐘淵実業を設立するという、急激な組織的な転換を図ることになった。

これまで30年代紡績企業に関する研究は、東洋紡績の多角化とグループ展開を実証した企業史研究¹⁾と、複数の大手綿紡績企業を取り上げ戦前日本綿紡績企業の国際競争力の源泉を検討した産業史からの研究²⁾がある。両研究の論旨は、同時期の綿紡績企業の積極的な多角化の進展を認めながらも、垂直的な統合については一定の限界を指摘している。つまり「紡績企業＝垂直的統合の十分説」という通説を支える議論である。

そこで本稿では、戦前日本の「企業グループ」形成史研究の一環として³⁾、これまで三井財閥の傍系企業として位置づけられ、戦前日本の大手紡績企業であった鐘紡を「新興コンツェルン」(新興の企業グループ)の1つとして捉え直し、日中戦争を契機として本格化する統制経済下における鐘紡グループの対応のあり方と事業構造および組織機構の展開過程を具体的に考察する。その際に、「紡績産業」＝「垂直的統合の十分説」＝「東洋紡績型」を検討し、「垂直的統合の度合い」が統制経済下で紡績企業にいかなる対応のあり方を迫ったのかを明らかにする。

今日、戦時下に形成され出したという政府と企業の関係あるいは企業のあり方を戦後の日本経済のあり方と繋げようとする、いわゆる「戦時源流論」ある

- 1) 30年代東洋紡績の事業展開の構造は、染色・加工事業への垂直的な展開とレーヨン・スフの化学繊維事業、羊毛事業、購買・販売事業への多角化としてまとめることができる。坂本悠一「戦時体制下の紡績資本」下谷政弘編『戦時経済と日本企業』昭和堂、1990年、129～138頁。
- 2) 阿部武司「綿業」武田晴人編『日本産業発展のダイナミズム』東京大学出版会、1995年、67頁。同研究は、複数の大手紡績企業を取り上げ、30年代日本綿業の強靱な国際競争力の源泉を、伝統的な戦略(水平的な結合と垂直的な統合)、植民地進出、合理化、原綿採作および製品多角化の側面から明らかにしている。そして、同時期「紡績企業の垂直的統合には一定の限界があった」と総括している。
- 3) 「企業グループ」については、下谷政弘『日本の系列と企業グループ』有斐閣、1993年、同「1930年代の新興コンツェルン形成と財閥の変質」『調査と研究』(京都大学)第6号、1994年、同「戦時経済と企業グループ」『土地制度史学』第151号、1996年、参照。

いは「40年体制論」が1つのブームとなっている⁴⁾。しかし本稿では、こうした方向へと議論を先走りさせる前に、戦時経済の実態をより正確に把握するための一層の努力の積み重ねが必要であると考え。本稿では、こうした議論とは一定の距離を置きながら、戦時期企業グループのあり方をめぐる具体的な事実解明に重点を置くこととしたい。

II 資金調達と戦時統制の開始

1930年代に入っての鐘紡の繊維事業の多角化・総合化は、日印通商摩擦と独自の経営政策（絹業立国論）にもとづき積極的に進められた。その事業展開の特徴は、繊維原料の輸入代替化にもとづく本業関連の多角化と、それを支える垂直的な事業展開であった。また、それは武藤理化学研究所を中心とする研究開発部門の設立と、満州・朝鮮など植民地への急激な進出をともなって進められたのである⁵⁾。

鐘紡は、1930年津田信吾社長の就任以降、「積極的経営」を推し進めたことで知られている。1931年から37年までの同社の設備拡張および投資は1億4600万円にも達し、その大半は、綿紡・加工・生糸・絹糸・絹布の拡張、および更生絹糸・毛織・人絹・スフなどへの多角化、さらに繊維原料に関連する垂直的な事業展開に向けられた。こうした同社の30年代の経営内容について、31年下期と37年下期とを比較してみると、固定資産は5600万円から1億6100万円へとその間2.8倍の増加をみせたのである〔表1〕。また、投資勘定（有価証券＋子会社貸付勘定）についてみると、31年の3800万円から37年の5200万円へと約1400万円の増加であり、その大部分は、子会社設立および資本参加にともなう有価証券投資と貸付資金の増加によるものであった。さらに、生産設備につい

4) たとえば、岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社、1993年、野口悠紀雄『1940年体制』東洋経済新報社、1995年。

5) 鐘紡は、30年代前半からの研究開発部門の拡張・強化にもとづく製糸・絹布・人絹・スフ・羊毛・染色部門の拡大など総合繊維事業への多角的な展開と蚕種・ソーダ・人絹パルプ・苛性苛達・硫酸・石炭・販売などへの急速な垂直的展開を行い、また満州、朝鮮への積極的な植民地進出を行った。

〔表1〕 鐘淵紡績の営業内容

(単位:百万円)

区 分	資 本 及 び 負 債										資 産										配 当 率 %	$\frac{a}{b} \times 100$	$\frac{c}{a} \times 100$
	自己資本(a)					社外負債					(b) 合 計	(c) 固 定 資 産	流動資本					小 計					
	払 込 資 本 金	積 立 金	前 期 繰 越 金	当 期 利 益 率	小 計	社 債	長 期 負 債	支 払 手 形	支 払 勘 定 他	其 の 他			預 金 ・ 現 金	受 取 手 形	有 価 証 券	手 持 品	其 の 他						
1931	28	46	12	4	92	20	—	4	3	9	37	129	56	13	22	16	20	—	73	25	71	61	
1932	28	47	13	5	94	20	—	—	5	9	35	129	56	19	19	16	17	—	73	25	73	59	
1933	28	49	14	5	98	28	—	—	10	9	47	146	63	24	5	16	32	3	82	25	67	64	
1934	39	53	14	6	113	38	—	—	8	10	56	169	78	29	5	16	32	6	91	25	67	69	
1935	39	56	15	7	117	38	—	15	10	10	74	191	113	7	7	17	38	7	78	25	61	96	
1936	39	58	15	7	120	37	40	35	12	16	140	260	143	22	16	18	47	11	117	25	46	119	
1937	60	61	16	9	148	45	40	58	14	12	170	318	161	33	22	35	54	11	157	25	47	109	
1938	75	62	16	8	162	53	87	—	15	14	171	333	175	28	10	50	53	20	158	25	49	108	
1939	75	63	17	8	165	71	98	—	13	22	201	366	164	24	46	44	58	27	202	20	45	99	
1940	75	66	18	17	177	68	152	—	13	21	257	434	166	31	63	55	91	26	286	20	41	94	
1941	87	90	19	15	213	74	207	—	20	27	329	542	190	32	85	64	134	85	352	18	39	89	
1942	91	94	20	9	215	70	253	—	11	44	379	594	190	48	115	62	127	49	403	16	36	88	
1943	91	90	21	9	210	68	254	—	17	47	387	597	180	29	132	64	135	57	417	16	35	86	

(注) 43年度は上期。

(出所) 三菱経済研究所『本邦事業成績分析』(1931年~1943年)各年度より作成。

〔表2〕 鐘紡グループの生産設備の比較（1930年及び1937年）

生産設備	単位	1930年上期	1937年下期	比較増減
綿紡機	鍾	634,124	1,125,940	491,816
絹紬紡機	台	86,714	125,270	38,558
撚糸機	台	150,020	257,028	107,008
綿布織機	台	8,727	12,832	4,105
絹布織機	台	1,606	3,256	1,650
毛織機	台	—	31	31
人絹織機	台	—	17	17
繰糸器	釜	638	3,526	2,888
鐘紡式立繰機	台	637	529	108
人絹	日産トン	—	20	20
スフ	日産トン	—	18	18
染色加工	千反	600	1,200	600
綿紡機換算鍾数		1,374,000	2,764,200	1,390,200

（出所）『繊維年鑑』、『株式年鑑』、『鐘紡百年史』から作成。

ても、綿紡機換算で30年137万鍾から37年276万鍾へと倍増していた⁶⁾〔表2〕。

この間の使用総資本をみると、1931年下期の1億3000万円から37年下期の3億2000万円となり、1億9000万円増加している。増加した資本構成の内容は、以下になる。まず、株主資金である払込株金は37年下期に全額払込（6000万円）になり31年に比べ3200万円（16%）の増加、社債は37年4500万円になり2500万円（13%）の増加、借入金・支払手形は37年9800万円になり9400万円（50%）の増加、社内保留は37年に7700万円になり1900万円（10%）の増加、支払勘定は37年1400万円になり1100万円（6%）の増加、その他の負債は37年に1200万円になり300万円（2%）の増加であった。このように使用総資本の増加分のうち、31年に比べ71%に相当する1億3000万円が外部資金によって賄われてきたことがわかる。

6) 紡機換算基準は、絹紬紡機1鍾＝綿糸精紡機25鍾、綿・絹撚糸機3鍾＝同1鍾、綿布織機1台＝同15鍾、絹布・毛織機1台＝同45鍾、人絹織機1台＝同10鍾、繰糸器1釜＝同18鍾、鐘紡式立繰機1台＝同80鍾、加工月産1千反＝同33鍾。

鐘紡はこうした設備拡張・投資資金をいかにして調達してきたのであろうか。それを検討してみると、鐘紡の財務戦略の特徴として「資金調達三分主義」が浮かび上がってくる。すなわち、同社は設備投資資金の調達に際して、社債、払込資本および社内留保の3つに分け資金を調達してきた⁷⁾。たとえば、3000万円の資金が必要だとすれば、社債・払込資本・社内留保に1000万円ずつ分けて調達してきた。換言すれば、1000万円の払込を徴収するのは1000万円の社内留保ができた時であり、同時に1000万円の社債を発行する、という方法であった。また、このように膨大な設備投資資金の大部分を借金(社債・借入金・支払手形)によって賄ったからこそ25%という高い配当も可能であったと言える。すなわち、払込金に対して25%の配当を行うのに対して、借金には5%の利子を負う。したがって、1億4600万円の投下資金(設備拡張・投資増加額)を1400万の資金負担(約9.4%の資金調達の負担比率)で応じることができたのであった。さらに鐘紡は、6000万円の公称資本金の中で未払込資本金2100万円を37年1月と9月にかけて徴収した。また資金調達の「三分主義」にもとづいて、37年4月に社債1000万円(年利率4.1%, 1949年償還満期)および38年2月にも社債1000万円(年利率4.3%, 1948年償還満期)を三井・三菱両銀行の引き受けて発行し、6000万円の払込金に対してほぼ同額の5500万円の社債発行高を持つことになった⁸⁾。このように鐘紡の財務戦略の特徴は、商法200条「社債総額は払い込みたる株金額を超ゆることを得ず」という規定の中で、社債発行額を払込資本金額にまで近づけ、残余は社内留保の蓄積で広げていくというものであった。

こうした資金調達の内容を「営業報告書」の借入金項目から確認してみよう。借入金4000万円のうち3000万円は、36年2月に三井、三菱両銀行から借入したものであった。その返済条件は「2ヶ年以内適當の時期に未払込株金2000万円のうち半額約1000万円(1株に付き12円50銭)を徴収し、これによって3000万

7) 「東洋経済新報」1936年12月30日、46頁。

8) 山一証券株式会社調査部『株式会社債年鑑昭和14年版』、319頁。

円のうち1000万円を返済する。また払込徴収の結果1000万円の社債発行余力が生じるので、社債発行によって1000万円を返済する。さらに残り1000万円の返済は3ヶ年以内に利益金で行う⁹⁾ というものであった。

以上のように1930年代前半における鐘紡の「積極的経営」(急激な多角化および垂直的展開)は、所要資金の70%以上を外部借入金に依存して行われたのである。この財務構造の動態的な変化、つまり自己資本と外部資金依存関係の変化を「営業報告書」からみると、31年下期に2対1であった同比率は37年下期にはほぼ1対1となっている。そして外部借入金1億3300万円は払込資本金の2倍を越えるもので、自己資本比率は31年71%から37年47%へと低下した。反面、自己資本に対する固定資産の比率は31年61%から109%へと上がっていることがわかる。このように鐘紡の「三分主義」にもとづく外部資本への依存度の増大は、外部資金から相対的な独立性を保ってきたといわれる紡績資本の自己金融的蓄積傾向の希薄化、つまり鐘紡の内部金融的蓄積構造の弱体化を示すものであった¹⁰⁾。すなわち、鐘紡は38年2月時点では、払込資本金=社内留保=外部借入という従来の「三分主義」の限界に突き当たり、また三井、三菱銀行からの短期借入金の返済時期に直面することになった。

しかも、同社は葦バルブ事業を始めとする新規事業もまだ未完成段階にあって、より膨大な追加的資金需要の必要性に迫られる状況におかれていた。「鐘紡にはいくらでもやりたい仕事がある。資金を必要としてゐることは事実だ。又借金も1億6千万円程になつてゐる」「葦バルブ事業だけでもいま1,2億の金が必要なのだ。其他化学工業部門の拡充、北支重工業への進出も企図してゐる。資金はいくらあつても足りない位だ。然し現在では以前とは違ひ資金調整法が施行されてゐるから手前勝手にはできない」¹¹⁾。要するに鐘紡は、「事業拡充資金の調達」と「借入金整理」という2つの面から、ここに公称資本金の粹

9) 「ダイヤモンド」1936年2月11日、71頁。

10) 志村嘉一「日本資本市場分析」東京大学出版会、1971年、151頁。

11) 西島恭三「事業王・津田信吾」今日の問題社、1938年、159頁。

組の拡大、つまり増資に踏み切らざるを得なくなったのである。

ところが、折しも日中戦争の勃発による統制諸立法によって増資は簡単には許されない状況となってきた。とくに、37年9月には臨時資金調整法が施行され、紡績事業は「不要不急産業」、つまり「丙種」に分類されたのである。

臨時資金調整法とは、37年7月の日中全面戦争を契機として「輸出入品等臨時措置法」と並んで制定された統制立法であり、設備資金の貸付、株式・社債の発行、会社新設・増資をすべて政府の許認可事項とするものであった¹²⁾。その内容には事業資金の統制に関する規定、増資および社債発行に関する特例規定、興業債券の発行増加に関する規定、貯蓄債券発行に関する規定、などが含まれているが、中でも重要なのは第1の事業資金に関するものであった。

事業資金統制は、2つの面から行われた。第1は、金融機関および証券業者に対する統制であり、第2は事業会社に対する統制であった。すなわち、「命令で決める会社」は設立・資本増加・合併・目的変更について政府の許可を、また第2回目以降の株金払込や事業設備の新設・拡張・改良についても政府の認可を要する(第4条)。そしてこの「命令で決める会社」の範囲とは、施行令第4条～第6条で資本金50万円以上のものと定められたのである。

一方、37年9月21日の臨時資金調整法委員会で、同法による事業の許認可の原則基準が定められた。その基準は、「軍需との関係」「国際収支改善との関係」「現在の生産能力」などを考慮して各種事業を甲・乙・丙に分けるというものであった¹³⁾。

要するに臨時資金調整法の核心は、「高度国防国家」建設のために「不要不急産業」への産業設備資本の供給を抑制し、軍需産業および輸出産業など「緊急重要産業」への設備資金を重点配分しようとすることにあった。つまり、戦時体制に適合的な産業構造を作り出すための産業別次元での質的差別を行う特殊な事業統制であった。施行当初、同法は、計画済みあるいは着工中の事業に

12) 通商産業省『商工政策史第11巻・産業統制』商工政策史刊行会、1964年、161～168頁。

13) 『東洋経済新報』1937年10月2日、42～46頁、『エコノミスト』1937年10月11日、29～32頁。

〔表3〕 1938年上期の事業別資本計画

(単位：千円)

区 分	新 設	増 資	計	社 債	合 計	割 合	対比前年同期増減 (△)				
							新 設	増 資	計	社 債	合 計
a. 非軍需事業											
運 輸 業	37,620	20,020	57,640	50,000	107,640	5.2	13,330	△ 50,800	△ 37,470	33,000	△ 4,470
電 気 瓦 斯 業	50,000	0	50,000	0	50,000	2.4	46,750	△ 28,600	18,150	△ 31,685	△ 13,535
織 維 工 業	1,904	7,300	9,240	10,000	19,204	0.9	△ 49,890	△ 33,395	△ 84,285	△ 500	△ 84,685
其 他 の 工 業	21,390	19,620	41,010	3,000	44,010	2.1	△ 71,660	△ 29,189	△ 100,849	3,000	△ 97,849
食料品及び水産業	32,622	1,000	33,622	0	33,622	1.6	21,522	△ 33,660	△ 12,133	0	△ 12,132
小 計	143,536	47,940	1,914,476	63,000	255,309	12.2	△ 39,946	△ 176,644	△ 216,592	3,815	△ 212,777
b. 軍需工業											
鋳 業	50,010	378,220	428,230	15,000	443,230	21.8	△ 114,430	363,250	250,820	△ 5,000	245,820
機 械 工 業	532,245	182,850	236,095	57,000	293,093	14.4	△ 20,049	△ 210	△ 20,259	57,000	57,000
造船及び船渠業	800	5,500	6,300	0	6,300	0.3	△ 2,200	△ 14,500	△ 16,700	0	△ 16,700
金 属 工 業	33,185	273,619	306,804	0	306,804	15.1	△ 6,435	113,029	106,594	0	106,597
化 学 工 業	341,480	152,000	493,480	32,000	525,480	25.8	226,530	△ 105,860	120,660	17,000	137,670
小 計	478,720	992,189	470,909	104,000	1,574,907	77.4	83,416	357,709	441,125	69,000	510,125
其他商工業共合計	748,167	1,053,179	801,346	230,000	2,031,346	100.0	△ 130,267	116,239	△ 14,027	112,815	98,785

(出所) 【エコノミスト】1938年8月21日、27ページ。原資料は日本銀行調査局統計より作成。

〔表4〕 臨時資金調整法第4条・8条に基づく申請事項中、
不認可・不許可とせる金額及び件数

(単位：千円)

区 分	37年	38年	39年	40年1/4期	施行以来総計
自己資本による事業設備	20,897 (18)	9,631 (13)	24,898 (121)	6,802 (46)	62,247 (198)
株金払込み	—	1,983 (7)	21,128 (55)	50,958 (44)	54,071 (106)
資本増加	1,000 (1)	28,511 (21)	168,939 (11)	28,800 (40)	227,250 (172)
会社設立	16,000 (2)	13,000 (6)	46,550 (8)	15,750 (10)	91,500 (56)
会社合併	—	11,750 (6)	64,397 (21)	12,805 (6)	88,950 (33)
社債募集	—	—	—	100 (1)	100 (1)
目的変更	—	— (1)	— (27)	— (25)	— (53)
合 計	37,897 (21)	64,848 (54)	323,912 (243)	93,215 (172)	523,872 (619)

(注) 37年は9月27日から年末までの合計、() は件数。

(出所) 『エコノミスト』1940年5月27日、35ページ。

対して比較的に寛大な処置をとるなど、必ずしも所期の効果を上げなかった。しかし、内外情勢の推移につれて法内容そのものも強化されるにいたり、38年8月15日、調整法施行令を改正して貸付または有価証券の応募等の要許可限度を10万円から5万円に、また会社の新設等の要許可限度を50万円から20万円に、それぞれ引き下げた。事業資金調整標準にも再改正が加えられ、この改正によって、きわめて広範囲にわたる会社が政府の統制下に置かれることになったのである。

表3は、1938年上期の産業別計画資本を分類したものである。主要な軍需産業に配分された計画資本は15億7000万円にも上り、前年同期より5億1000万円の増加を示していた。さらに同計画資本総額の中に占める産業別割合をみると、化学工業・鉱業・金属工業・機械器具工業部門が77.4%を占めている。反面、非軍需産業の計画資本は、総計画資本の12.2%と極度に抑制され、前年同期に比べても2億1200万円の減少を示した。その中でも繊維産業は1900万円で、総計画資本のわずか0.9%にすぎず、前年同期と比べると8400万円もの減少となっていた。さらに、臨時資金審査委員会に企業側から申請された事項の中で相当数のものが不認可および不許可とされた〔表4〕。同表のように、1937年

9月から40年3月までに不認可および不許可とされた金額は5億2300万円、件数では619件に上がったのである。

以上のように強力に進められた経済統制、すなわち臨時資金調整法によって、すでに他の資金調達ルートが封鎖され、事業資金調達と借入金返済のために3倍増資を切望していた鐘紡は、ここに「不要不急産業」という烙印を押され、統制の網に取り込まれてしまったのである。

III 鐘淵実業の分離・独立

・強まりつつあった統制経済の中で繊維原料・副原料の自給化による繊維一貫生産を目指していた鐘紡は、当時、増資以外に活路を見出せない状況に追い込まれていた。「内外に目まぐるしい事業展開が行われる一方で、昭和12年から13年にかけて、鐘紡は早急に解決しなければならない増資問題を抱えていた。先に三井・三菱両銀行が津田社長の後継者を心配したため社長任期制を廃止し、鐘紡の体質改善のため借入金問題の解決が急務」¹⁴⁾となった。すなわち増資問題の背景には、30年代前半の急激な多角化および事業拡張による膨大な外部資金の借入があった。また、37年9月最終払込徴収による社債発行限度枠も、38年2月の1000万円発行で一杯になり、鐘紡の資金調達「三分主義」は限界に達していたのである。要するに投資事業の拡充・完成と借入金の整理という、2つの面からの膨大な資金需要に対応するには増資問題の解決しかなかったのである。

同社は38年4月に増資案を臨時資金調整法に従って日本銀行に申請した¹⁵⁾。その増資案とは3倍増資、つまり現行の資本金6000万円を1億8000万円に増やすことであった。また、増資後の配当は18%へ引き下げ、新株は株主割当て旧1株に対し新2株を割り当てるというものであった。ところが鐘紡の増資案に対して大蔵省は、同年5月30日に以下のような理由を挙げ、許可の難しさを明らかにした。つまり「第1には、仮令増資の一理由が北支への進出にあるとし

14) 鐘紡株式会社『鐘紡百年史』1988年、336頁。

15) 『東洋経済新報』1938年5月1日、146頁。

でも鐘紡にのみ増資を認める訳にはゆかぬ。若し上の理由で鐘紡の増資を認めるとするならば、今後他の紡績会社から同じ理由をもつて申請あつた場合之を却下することが出来ぬ。さすれば龐大な資金が必要されることとなり、資金調整法の存在の理由を失ふこととなる。第2には、化学工業部門への進出も一理由と聞いてゐるが、如何に現在の同部門の拡充が希求されてゐるとは云へ、何も鐘紡と云ふ門外漢にまで出て貰ふ必要はない。殊に熟練技術者が不足してゐる際、これの争奪をも起こす虞れがある。化学工業の拡充はその専門会社に任せておけばよいのである。第3に、葦パルプの生産拡張も増資の一理由となつてゐるが、既に国策パルプ会社が出来たのであるから、その必要さは幾分軽減される訳だ。要するに借入金返済の爲なら当局もこれには反対はしない。これなら2倍増資で充分である」と¹⁶⁾。

以上のような大蔵省の不許可の「理由」を通じて、鐘紡が当時、北支進出と化学工業部門への進出および葦パルプ生産の拡張を内容として3倍増資案を申請したことがわかる。そして大蔵省は、臨時資金調整法の一貫性の維持および鐘紡の本経験事業への進出をその主要な理由として、この3倍増資案に反対したのであった。ただし、借入金返済を前提とする2倍増資は許すということで、臨時資金調整法の第2条、つまり「不要不急産業」への資金固定化を最小化する2倍増資は容認する姿勢を示した。そこで鐘紡は、38年6月、新たな増資案を発表した。その内容は以下のようなものであった。「第1には、7月株主総会に増資案を附議する予定にて6月25日2倍増資案を当局に対し正式許可の申請を爲した。第2には、増資新株は10月1日現在株主に対し旧1株対増資新株1株の割合を以て割り当てる。第3には、葦パルプとその他現在鐘紡が経営し又は将来経営せんとする紡織加工以外の新事業は、これを別会社として創設する〈鐘淵実業株式会社〉の手に漸次に移管する。第4には、上の新別会社の資本金6000万円として、その株式は10月1日現在鐘紡株主に対し鐘紡株10株に付き新会社株6株の割合を以て募集割当を爲し、残余は鐘紡に於て引き受ける予

16) 前掲、西島『事業王・津田信吾』162-163頁。

定とする」¹⁷⁾ というものであった。

このような鐘紡の2倍増資案と鐘淵実業（以下、鐘実）新設案に対して、結局、大蔵省は増資株の払込金を借入金返済に充当することを条件として、同年6月26日鐘紡の増資と同年8月1日鐘実の新設を許可することになった。こうした鐘紡の増資問題について津田信吾はのちに次のように語っていた。「現代の事業家は準禁治産者のやうなもので、鐘紡の増資についても思ひ通りに運んだものではない。許可の都合上から止むを得ず2倍となつたのである。最も私の遺憾とするところは増資の申請書を出さざる中に反対されてしまつたことだ。従来は何事でも白出問答で出来たが、今後は仲々そうは行かなくなるだらう。将来の増配についても時の移り変りで、簡単に行かなくなると考へる。鐘紡はいくらでもやりたひ仕事がある。資金を必要としてゐる。資金を必要としてゐることは事実だが3倍増資の実現を見なかつたのは要するに僕の敗北だ」¹⁸⁾。

さて、それでは、その増資過程の曲折の中から誕生することになった新会社鐘淵実業の内容とはどのようなものであったのか。同社は38年11月25日に資本金6000万円で設立された。同時に1500万円の第1回払込徴収を行った。総発行株式の60%に当る72万株は鐘紡株主に対し鐘紡株10株に付き6株で割当てられた。さらに残り40%に当る48万株余の鐘実株は鐘紡が所有した。鐘実の株主は総数1万5772名で、その中で3千株以上の株主は16名（0.1%）で総発行株式の51%を占めることになった。1万株以上の株主は4名で、鐘紡（48万1074株）、第一生命（3万1950株）、康德興業（2万4600株）、第一徴兵（1万1760株）の4社が総発行株式の45%を占めたのである。社長は津田信吾（鐘紡社長）、常務に城戸季吉（鐘紡常務）と三宅郷太（鐘紡常務）、取締役には中村庸（鐘紡取締役）他8人、監査役に野崎広太（鐘紡監査役）他2人が就任した。同社の事業目的は以下のようなものであった¹⁹⁾。

17) 【ダイヤモンド】1938年7月11日、73頁。

18) 和田日出吉『紡績コンツェルン説本』（日本コンツェルン全書）春秋社、1938年、243頁。

19) 【ダイヤモンド】1939年1月1日、205頁。

「第一、鐘淵紡績株式会社所属理科学研究所ノ発見又ハ工夫ニヨル各種纖維工業資料、化成材料食料其他一般工業用品ノ製造並販売ヲスルコト。第二、化学工業製品ノ製造、並ニ販売其副産物ノ利用ニ必要ナル各種事業ヲスルコト。第三、金属及非金属ノ採掘、製鍊、加工並ニ副産物ノ利用ニ必要ナル各種ノ事業ヲスルコト。第四、機械ノ製造並ニ販売ヲスルコト。第五、農牧畜業ヲ営ミ其ノ生産品、副産物ノ加工並ニ販売ヲスルコト。第六、前記各項ノ事業ニ要スル各種原料、材料ノ生産、取得、利用並ニ販売ヲスルコト。第七、前記各項ノ事業ト同種又ハ之ニ関連スル事業並ニ鐘淵紡績株式会社及其傍系会社ノ事業ニ投資スルコト」。

さらに、第1回払込金1500万円を以て鐘実が鐘淵紡績から肩代りすることとなった事業および関係会社株式は、当初の「鐘淵実業設立認可申請書」によって以下のようなものであったことがわかる²⁰⁾。すなわち、新義州工場買収費(当時における工場設備費)200万円、康德葦パルプの株式10万株250万円、全南鋳業の株式2万株25万円、樺太採炭業の株式12万株125万円、康德鋳業の株式2万株50万円、神島化学工業の株式1万2千株30万円、神島人造肥料の株式1万株128万円、北満州に新設する葦パルプ工場の建設費用300万円、新義州葦パルプ工場完成までの費用及び運営費300万円、子会社の借入金返済及び手許資金92万円、以上であった。

この「設立認可申請書」からみる限りでは、鐘実とは、鐘紡本体から繊維以外の直系事業および投資部門を分離、直接に引き継ぐものであったと言える。『然かも鐘実は当面、事業を直接経営することなく、証券会社の形をとる建前である。即ち持株会社の貌となる……投資主体の変更に止まる鐘実は当面、鐘紡の投資部門の1部門を分離した形になるのである』²¹⁾とも言われた。つまり、鐘実とは鐘紡から移管された複数の子会社への証券投資を建前とし、直営事業部門を持たない純粋持株会社的な形態をとるものと想定されていたのである。

20) 前掲『鐘紡百年史』342～346頁。

21) 『ダイヤモンド』1939年1月1日、205頁。

以上要するに、鐘紡は、当初の1億8000万円の3倍増資案が臨時資金調整法によって挫折を余儀なくされたため、そこで改めて借入金返済と配当率引下げを条件として、鐘紡の2倍増資および6000万円の別会社「鐘淵実業株式会社」の設立という変則的な方法を通じて、戦時統制の制約を乗り越えたのであった。一方、別会社鐘実の実体は、臨時資金調整法に抵触しないように鐘紡の非繊維事業部門を「スピン・オフ」した形態をとっていた。それら事業部門のほとんどは、鐘紡が30年代前半に多角経営の一環として繊維原料・副原料の輸入代替化・自給化のために垂直的に展開したものであり、臨時資金調整法の事業分類から見ていわゆる「時局的」な性格を持つ事業部門であった。しかも、鐘実は法的独立性をもって、これらの事業を担う複数子会社の株式所有を肩代わりする、持株会社的性格を持つものと想定されていたのである。

IV 鐘淵実業の実態

次に、鐘紡から鐘実へ移管された事業について検討しながら、鐘実の実態を描いてみよう。それらは鉱山部門を中心とする直営部門と、軽工業・重工業・化学工業を中心とする子会社・関係会社であった〔表5〕。つまり、鐘紡は投資部門だけでなく、実際にはかなりの直営事業部門をも鐘実に移管させたことがわかる。鐘実は当初の「設立認可申請書」が想定していたような純粋持株会社の形ではなく、事業持株会社の形をとることになったのである。以下では、どうして鐘紡は鐘実に直営事業部門を持たせたのか、その背景は何であったのか、またその子会社・関係会社の事業内容はどのようなものであったのか、などについて検討しよう。そうすることによって初めて、戦時下における鐘紡の経営戦略および鐘紡グループの全体構造が、より明確になると考えるからである。

1939年7月、鐘紡から鐘実へ移管された直営部門は、表5のように、朝鮮地域を中心とする鉱山業と葦パルプ事業、東京や静岡のフェルト事業であった。それらの事業部門のほとんどは38年前後に買収された部門であり、フェルト事

〔表5〕 鐘紡から鐘実へ移管された直営部門と事業会社

a. 鐘実の直営部門

(1939年7月現在)

事業所名	所在地域	事業開始期	業 種
釜 興 島 鉱 業 所	朝 鮮・京 畿 道	1940年6月	金・銀採掘
三 和 鉱 業 所	朝 鮮・江 原 道	1939年3月	金・銀採掘
襄 陽 鉱 業 所	朝 鮮・江 原 道	1939年8月	磁鉄鉱採掘
フェルト製造工場	東 京・静 岡	1939年5月	フェルト製造
新義州バルブ工場	朝鮮・平安北道	1939年1月	人絹用革バルブ製造

b. 鐘紡の子会社・関係会社一覧

会 社 名	設立年度	公 称 資本金 (千円)	払込 資本 (千円)	配当 率 (%)	株式 総数 (千株)	持株 総数 (千株)	持株 率 (%)	事 業 内 容
上海製造絹糸*	1920年8月	15,000	15,000	0	300	300	100	各種繊維製造・販売・投資活動
昭 和 産 業	1929年6月	500	500	—	20	20	100	蚕種・製茶・農産物加工
鐘淵サービス	1932年10月	500	500	—	—	—	80	各種製品販売
南 米 拓 殖	1928年8月	10,000	3,500	0	200	45	23	移民拓殖・投資活動・米・綿花栽培
東 邦 バ ル ブ	1937年7月	30,000	7,500	6	600	224	37	人絹・製紙用のバルブ製造
東 亜 人 織	1934年6月	15,000	11,250	7	300	44	2	スフ製造・紡織
東洋毛皮革	1937年8月	2,000	—	—	—	—	—	毛皮革
毛 織 工 業	1936年3月	12,260	12,260	—	—	—	—	紡毛・毛織
極 洋 捕 鯨	1937年9月	20,000	5,000	6	400	100	25	捕鯨業・水産物加工販売・採油
昭 和 蚕 種	1931年12月	—	—	—	—	—	—	蚕種製造
康 徳 染 色	1936年6月	500	500	—	—	—	100	綿糸布染色加工
小 計		105,760	56,010		1,820	733		
康 徳 鉱 業*	1936年10月	500	2,150	—	—	10	100	採炭・マグネサイト・鉛鉱石
全 南 鉱 業*	1934年8月	500	250	8	10	10	100	採炭
樺 太 採 炭*	1937年6月	5,000	1,250	—	10	100	100	採炭
康徳章バルブ*	1936年12月	5,000	2,500	6	100	50	100	人絹用の革バルブ製造
鐘 淵 曹 達*	1938年5月	10,000	5,000	4	50	200	100	苛性曹達製造
神 島 化 学*	1936年2月	1,000	500	8	200	12	60	硫酸・工業用の加理製造
神 島 人 肥*	1936年6月	1,000	1,000	12	20	10	50	合成肥料・硫酸製造販売
日本合成化学*	1938年3月	2,250	2,250	8	200	100	50	醋酸人絹・カーバイト製造販売
尼 崎 製 鉄*	1937年9月	5,000	5,000	—	790	390	50	製鉄・鋼材・焦炭・瓦斯製造
小 計		30,250	18,000		1,380	882		
総計：20社		136,010	74,010		3,200	1,615		

(注) *は鐘紡から鐘実に株式が肩代わりされた会社。上海製造絹糸の場合、1939年12月に10万株が鐘実に肩代わられた。

(出所) 『東洋経済新報』1939年7月1日、中村資良編『朝鮮銀行会社要録』1942年、東洋経済新報『会社4季報』1939年・1940年。

業は39年7月時点で操業開始直後にすぎなかった。つまり、鐘実の直営部門の中心は産金事業などの鉱山業であった。鐘紡が鐘実に鉱山業を移管させた背景には、30年代後半以降の産業構造の急激な転換と統制経済があり、それらに対応しようとした鐘紡の戦略的な意思が込められていたものと考えられる。

ここで、1938年前後の植民地を含む鉱山業の全般的な動向をみておこう²²⁾。つまり、当時「支那事变ヲ契機トスル軍需品工業及之ヲ中心トスル各種産業ノ殷盛ニ伴ヒ鑛産物ノ需要著シク増加スルニ至リタル為政府ハ鑛物資源ノ開発ニ諸般ノ対策ヲ講」じていた。たとえば、「各種ノ奨励制度ヲ拡充スルト共ニ産金法、重要鑛物増産法、石油資源開発法等ノ運用ニ依リ鋭意増産実現ニ努ムル所アリ」、そのため「新規事業着手、事業再開及拡張鑛山等極メテ多数ニ上リタル」というものであった。その中でも産金事業の活況は、31年12月の金輸出再禁止以降の日本銀行の金保有増大政策によるものであった。つまり、日本銀行は、通貨安定と対外決済手段としての金保有量を高めるため産金買上政策を打ち出し、産金増産を誘導してきたのである²³⁾。さらに、36年以後の生産力拡充計画にともなう膨大な軍需物資の輸入による在外正貨の枯渇もまた、産金増産を緊急課題とさせることを促した²⁴⁾。こうした背景から1937年8月に産金法が公布され、同法は、第1に金の強制的な売却を、第2に金製錬業者の免許制を、第3に含金鉱産物生産促進を掲げていた。産金の増加方策としては、金製錬業者に対する設備拡張と改良命令、金鉱業者に対する設備新設、拡張、改良命令、金鉱業者および金製錬業者に対する奨励金の交付、などであった。

当時の日本国内における金を含む鉱山業の動向をみると、38年の鉱業出願件数は試掘2万6870件、採掘421件、砂鉱採取1425件、合計2万8716件が商工省鉱山局に出願された。これは31年の合計5141件に比べて17倍以上の急増であり、

22) 商工省鉱山局『昭和13年本邦鉱業ノ趨勢』第232号、1940年、1頁。

23) 『ダイヤモンド』1936年7月1日号、30頁。

24) 小林英夫「朝鮮産金奨励政策について——1930年代を中心として——」『歴史学研究』第321号、1967年2月。

主に金銀鉱出願の増加によるものであった²⁵⁾。つまり鉱山業の活況は金銀鉱業の盛況によるものであったといえることができる。さらに、朝鮮における鉱山業の動向も見ておけば²⁶⁾、「最近ニ於ケル軍需工業ヲ中心トスル産業界ノ殷盛ニ伴ヒ数年来飛躍的發展ヲ続ケタル朝鮮鑛業界ハ昨年支那事變ノ勃發ヲ契機トシテ未曾有ノ活況ヲ呈スルニ至レリ、就中金鑛業ニ就テハ戰時体制下ニ於ケル輸入力ヲ増強シ、且正貨準備ヲ鞏固ナラシメンガ為昨年内地ニ相呼応シテ樹立サレタル産金五ヶ年計画ノ第二年日ニ當リ昨年9月制定セラレタル朝鮮産金令ノ運営、各種奨励金ノ交付、其他ノ助長施設ニ刺戟セラレ鑛業設備ノ整備拡充ヲ企圖スルモノ続出シ又睡眠鑛山ノ新規着手セラルモノモ多ク」という状況であった。あるいは「1937年9月の〈朝鮮産金令〉とそれによる産金奨励政策は朝鮮に鉱業ブームを引き起こし……38年6月から42年末にかけて、産銀の鉱業貸出は、実に11.7倍に膨張し」²⁷⁾ていた。こうした朝鮮鉱業の未曾有の活況を鉱業出願件数からみると、1930年は1392件であったものが、32年の日本銀行の産金買入政策以来、出願数が急激に増え続け、1936年1万153件となり、この時点で投機的な出願はほぼ一段落した。しかし、37年9月に「朝鮮産金令」が公布されるや、再び38年には1万5721件もの出願がなされた。そのうち38年の産金出願件数は、金銀鉱1万2754件および砂金347件であり、総出願件数の83%を占めていた²⁸⁾。

このように1930年代中葉の産金増大政策の中心は植民地朝鮮におかれていたともいえる。鐘紡もまた、1937年8月の産金法の公布以降、朝鮮における「鉱山ブーム」に参加して産金および鉱山事業に乗り出したのである。「事変が進んで、輸入物資がふえ、金の必要が叫ばれると、朝鮮の三和鉱山とか靈興島を買収して金を掘ろうとした」²⁹⁾。また埋蔵量30万トンの襄陽鉱山を30万円で買

25) 前掲『昭和13年本邦鉱業ノ趨勢』1頁。

26) 前掲『昭和13年本邦鉱業ノ趨勢』の付録、〈朝鮮、台湾及樺太ニ於ケル鉱業〉1頁。

27) 堀和生「植民地産業金融と経済構造——朝鮮殖産銀行の分析を通じて——」『朝鮮史研究會論文集』第20集、1983年、178頁。

28) 前掲『昭和13年本邦鉱業ノ趨勢』の付録、4頁。

29) 鐘淵紡績株式会社「1938年7月23日第103回定時株主総会における津田社長の演説」。

収して採鉱事業にも乗り出したのである。

そこで、鐘紡はどうしてこのような鉱山事業などの直営事業部門を鐘実へ移管させたのか、その背景を検討してみよう。一般に事業会社へ投資する会社の形態には「投資会社」と「持株会社」との2種があり、投資目的によってその性格は異なる。つまり単により多くの利潤獲得を目指す投資会社の場合と、利潤獲得より株主権の行使による子会社への支配統制に重点を置くところの「純粹持株会社」とである。臨時資金調整法は、産業資金の重点は配分による産業構造の強圧的な調整だけではなく、企業形態上の急激な変化をももたらすものであった。すなわち、同法は、非時局的事業の事業会社に対して資金調達を道を開いたのであり、そうした中で矛盾を露呈しはじめたのが「持株会社」という企業形態であった。子会社に対する支配統制を目的とする持株会社は、一方で常に子会社の資金需要に応じなければならない。とはいえ、銀行からの借入、あるいは増資・新設・合併・社債発行などが統制下に置かれたため、持株会社としての資金調達手段は担保付社債発行しか残っていなかった³⁰⁾。しかし担保付社債発行は株主権の確保による子会社の支配統制を本質とする持株会社としては、どうしても応じられないことであった。こうして経済統制下において持株会社の本質を維持しながら事業資金の調達を可能とする方法としては、「事業持株会社」という企業形態への転換しか残されていなかった。「事業持株会社」こそが戦時経済に対応する合理的な企業形態であったのである。つま

30) 戦前日本における担保付社債発行の拡大は、1930年昭和恐慌を契機として無担保の償還不能社債の問題で「社債静化運動」がはじまり、また担保付社債信託法（1905年制定）が1933年5月に改正されて、33年起債ブームが起こり、企業の社債発行による資金調達は、従来の無担保から担保付社債発行に急速に替わるようになった。担保付社債は、担保付社債信託法に定める物上担保のついた社債で、これには特定担保付社債（会社の特定財産の担保＝財団抵当）と企業担保付社債（特定の事業単位に属する各種財産を一括して1個の物とみなす抵当債＝物権抵当）がある。担保付社債発行は、もともと債権者の権利保護を前提とするもので、担保物件が少ない会社、あるいは既に同一順の担保権がついた社債発行をした場合、企業側の資金調達の道を制限することを意味する。また、担保付社債発行は、社債発行の受託機関との関係（引受け・保有・売出し）を強めることとなり、ときには、企業経営に関与し、また支配関係にまで及ぶことがある。志村嘉・『日本資本市場分析』東京大学出版会、1969年、279-334頁。

り30年代前半の企業グループ形成が証券市場の活況³¹⁾を背景としてきたのに対して、37年以降になると諸統制立法によって当時の経済状況に対応する企業形態として「事業持株会社＝企業グループ化」が急速に進むことになったのである。

鐘実が直営事業部門を持つことになったのも、このような臨時資金調整法という経済統制下におけるより現実的な企業形態の選択の結果であったと言える。つまり「新会社の事業は、何れも国策に添ひ、資金調整の上位にあるものから、順を追ふて着手した」³²⁾のであった。したがって、鐘実が産金部門を中心とする鉱山部門を持つことになったのは、経営多角化の一環として朝鮮における「鉱山ブーム」に便乗するためでもあったが、主には、臨時資金調整法の「甲イ」に分類された事業部門を積極的に取り込もうとしたからに他ならない。それは、そのことによって事業資金調達を円滑化しようとする戦略的な意思決定でもあった。

次に、鐘紡から鐘実へ移管された事業会社を検討してみよう。1939年7月時点で鐘紡グループは合計20社からなっていた。その内、繊維関係の7社が鐘実設立とともに鐘紡から移管された。また、39年に日本合成化学と尼崎製鉄の2社が新しく加えられ、合計9社が鐘実の事業会社となっている〔表5〕。そのうち、鐘実の100%子会社は康德鉱業・全南鉱業・樺太採炭・康德葦パルプ・鐘淵曹達の5社であり、また、50%以上の子会社は、神島化学・神島人肥・日本合成化学・尼崎製鉄の4社であった。鐘実は、鐘紡の子会社・関係会社総発行株式の64%に当る約88万株、払込資本金の77%に当る約1400万円を肩代わりすることになったのである。以下、それら9社の事業および設立・資本参加の

31) 企業グループ化は「1930年代前半は証券市場が活況を帯びた時期でもあり、事業活動のため旺盛な資金需要が、子会社設立ということによって企図されたことも重要であった」「企業グループ化の動きとは30年代における産業構造の激変に対する大企業（新興企業と財閥傘下企業とを問わず）の側からのいわば一般的対応だったのである」下谷政弘『いわゆる〈コンツェルン〉考』『経済論叢』京都大学、第149巻第1・2・3号、14頁、前掲、『日本の系列と企業グループ』162頁、また30年代前半の証券市場および新興大手企業の資金調達のありかたに関しては、前掲、志村『日本資本市場分析』146頁、宇田川勝『新興財閥』日本経済新聞社、1984年、243頁、参考。

32) 石黒英一『大河——津田信吾伝——』ダイヤモンド社、1955年、257頁。

背景について見てみよう。

(1) 康德葦パルプ株式会社

1936年12月、資本金500万円で設立。武藤理化学研究所の成果を事業化して、満州の葦から人絹・製紙用パルプを製造するのが目的で、37年12月に満州の管口工場が操業開始した。その生産能力は年産約2万トンであった³³⁾。

(2) 鐘淵曹達株式会社

1938年5月、熊本電気株式会社との共同出資で資本金1000万円で設立。パルプ人絹、スフ製造用の苛性ソーダおよび塩素薬品製造が主な目的であるが、39年9月熊本県三角工場の設立を契機として硫安、過磷酸石灰および尼崎製鉄所向け耐火煉瓦用の金属マグネシウムの生産にも乗り出した。同社は、鐘紡本体が36年初頃人絹事業への多角化過程でソーダ自給化を目指として高砂人絹工場内で日産10トンの電解ソーダ製造を始めたのがその設立の背景となった³⁴⁾。

(3) 康德鉱業株式会社

1936年10月、資本金50万円で設立。満州での黒鉛、石炭およびマグネサイトの採掘を目的とし、操業開始は38年9月、当時月産5千トンの採掘能力を持っていた³⁵⁾。

(4) 樺太採炭礦業株式会社

1937年に藤田組から石炭礦区を買収し、同年6月、資本金500万円で設立。推定埋蔵量は強粘結性炭2500万トンともいわれ、最盛時には年産50万トンを越えた。その主要な販売先は尼崎製鉄所であった。1941年1月には鐘実の直営部門として吸収合併され、上塔路鉱業所となった³⁶⁾。

(5) 神島化学工業株式会社

1936年2月、神島人造肥料および鐘紡、藤田組の共同出資で設立。資本金100万円で鐘紡の出資比率は60%であった。工場は、岡山県神島にある神島人

33) 『東洋経済新報』1938年12月17日、46頁。

34) 同前、46頁。

35) 同前、47頁。

36) 鐘紡株式会社『鐘紡80年史原稿本(2)』265頁。

造肥料工場内に建設され、日産70トンの硫酸製造を行った³⁷⁾。

(6) 尼崎製鉄株式会社

1937年9月、資本金500万円で設立。同社は、もと尼崎製鋼所と久保田鉄鋼所の共同出資により、両社の所要銑鉄の自給による銑鋼一貫生産を目指して計画された会社であった。すなわち、「当初の計画に於ては高炉のみ建設して骸炭は他より購入する予定であったが、幸ひ石炭並びに鉱石などの資源開発に力を入れつつある鐘淵実業株式会社との提携成るに及び骸炭をも本格的規模に拡充した」³⁸⁾。鐘紡は、総株式79万株のうち39万株を所有することになり、残りを尼崎製鋼所と久保田鉄鋼所が分け持つことになった。また、鐘実の直営部門である朝鮮の襄陽鉱山から鉄鉱石を、子会社である樺太採炭からコークス炭を供給することになった。同社は、1944年4月、親会社尼崎製鋼所を吸収合併し、新しい尼崎製鉄株式会社として生まれ変わるようになった。

(7) 日本合成化学工業株式会社

1927年3月、日本醋酸・近藤製薬・広栄・伊藤醋酸の4社が共同出資し、資本金225万円で設立。鐘紡は39年に開発した合成繊維「カネビヤン」の事業化の過程で原料ポリビニールの供給会社として原料から製品までの一貫体系を確立するため、同社株式の50%を買収し子会社とした³⁹⁾。その主な製品は醋酸ソーダ・無水醋酸・醋酸繊維・醋酸人絹などであった。

(8) 神島人造肥料株式会社

1917年6月、過磷酸石灰およびその他肥料合成品の製造を目的として、資本金100万円で設立⁴⁰⁾。しかし前述の36年2月神島化学工業の設立と同時に、同社の総発行株式2万株のうち1万株を取得し子会社とした。

(9) 全南鉱業株式会社

1934年8月、朝鮮の光州府に資本金50万円で買収・設立。その目的は、「第

37) 【東洋経済新報】1938年12月17日、47頁。

38) 千葉雄二編『尼鋼十年史』株式会社尼崎製鋼所、1942年、39頁。

39) 前掲、石黒『大河——津田信吾伝——』165頁。

40) 【東洋経済新報】1939年7月1日、47頁。

1に、石炭其他の鉱物の採掘加工並其副産物の精製を為すこと。第2に、練炭の製造を為すこと⁴¹⁾などであった。39年9月の同社の朝鮮総督府殖産局鉱山課への報告書によれば、炭高は、38年に5万4040トン、39年は9万6725トンであった。もともと同社は、33年に鐘紡が光州製糸工場を設立した際に、その燃料供給のため買収した会社であった⁴²⁾。その後、光州製糸工場だけではなく、製糸工場である鉄原・東大門工場、紡績工場である全南・京城工場、また人絹工場である平壤工場へも石炭を供給した。つまり鐘紡の朝鮮進出工場の燃料供給基地としての役割を果たしてきたといえる。同社は1941年6月に鐘実の直営部門として吸収合併され、和順鉱業所になった。

以上、鐘紡から鐘実に移管された事業会社の内容を検討してきた。それらは、鐘紡が30年代に入って紡績メーカーから総合繊維メーカーへと変身する、すなわち多角化・垂直化を行う過程で繊維原料・副原料の輸入代替化・自給化の一環として買収・合併あるいは新設した企業であった。また、武藤理化学研究所が生み出した研究成果を事業化した企業も含まれ、総じて鐘紡本体と事業的な関連性をもった事業部門であった⁴³⁾。さらにこうした「日・満・朝」にまたがる鐘紡グループの事業単位の立地状況をみると、軽工業・重工業・化学工業など多様な事業を、36年朝鮮進出に際して鐘紡が打ち出した経営方針（「適地適業主義」）に沿って配置したものであった⁴⁴⁾。適地適業主義というのは、労

41) 中村資良編『朝鮮銀行会社要録』東亜経済時報社、1939年、603頁。

42) 鐘紡株式会社『鐘紡製糸40年史』1965年、569頁。

43) 1930年代における鐘紡グループの多角化と武藤理化学研究所との関係および植民地朝鮮における事業展開の詳細については、今後の課題としたい。

44) 鐘淵実業株式会社「第1回定期株主総会津田信吾の演説速記録」1939年7月25日。より詳しくは1936年10月朝鮮平壤商工会議所での津田社長の講演「第19章鐘紡の朝鮮進出」、朝倉昇『朝鮮工業経済読本』朝倉経済研究所、1937年、327頁。また、「適地適業主義の原則」にもとづく朝鮮における産業立地の条件とは、「第1に、鮮内に資源存し、且、資源地企業が有利なる産業。第2には、鮮内に資源存し、国策上その企業発達を期すべき産業。第3には、水力発電又は炭坑開発上発電力の消化を要する為の産業。第4には、原料又は原料供給上必ずしも有利ならざるも、鮮内消費が生産1場単位を形成し、需要地生産を有利とする産業。第5には、地理的に又は治安其他の關係に於て、近接地域の原料を朝鮮において消化生産するを有利とする産業。第6には、現在又は将来に於て鮮内の労力吸収を有利とする産業。第7には、現在又は将来の輸出生産の採算上、鮮内生産を有利とする産業。第8には、原料生産奨励上、原料地たる朝鮮に於ける企業ノ

働集約的な事業および石炭・鉄のように運賃コストのかかる事業は現地、すなわち植民地に中心を置き、反面、比較的に高熟練を要する事業や国防上の緊急な事業、あるいは良質で豊富な水資源に依存する化学事業は内地に置く、という経営政策であった。つまり30年代鐘紡の急激な「多角化」と「植民地進出」に対応する事業構造の質的、構造的転換を目指す経営戦略であったといえる⁴⁵⁾。

こうした戦時における鐘紡グループ、あるいは鐘実の事業内容を検討してみると、これまでの諸研究において行われてきた「繊維産業＝不要不急産業」という単純な捉え方に疑問が生じることになる。すなわち、繊維の完成品だけをみれば、なるほど平和産業であり不要不急の産業であるとしても、しかし、それを支える繊維原料・副原料も含めて考察してみれば、必ずしもそう言い切れないことが理解されよう。むしろ、それら事業の中にはいわゆる「時局産業」とした方がより適切と言えるものも多かったのである⁴⁶⁾。このことは「臨時資金調整法」の事業資金標準分類に照らしてみるとより明確になる。すなわち、完成品である繊維は「丙」に分類されたが、その原料・副原料となる苛性曹達・硫酸・人絹パルプ・醋酸人絹・石炭などは「甲」「乙」あるいは輸入代替のための「緊急緊要産業」に分類されていたからである。強まりつつある経済統制下においてこれらの事業化を内容とする鐘実が設立認可を取りえたのは、まさしくそのためであった。

を得策とする産業。第9には、産業交通の発達に助成上、国家的見地に於て鮮内生産を得策とする産業であった。詳しくは、川合彰武『朝鮮工業の現段階』東洋経済新報社、1943年、を参考。

45) 1940年代の鐘紡グループの事業展開とグループ内における鐘淵実業の位置付けに関しては、別稿「戦時時期〔鐘紡グループ〕変容と〔鐘淵工業〕の設立」を『経営史学』に投稿中である。

46) 従来の研究では「時局産業」をそのまま「重化学工業」として、あるいは「重化学工業＝軍需産業」と捉えることが多かった。しかし、軍需の中にも直接軍需と間接軍需が存在すること、軍需品には非重化学工業製品も含まれること、あるいは戦争の激化にともなう統制政策の変化（40年代におけるあらゆる産業の軍需化・軍需会社化）、などを考えれば、「時局産業」とは「重化学工業」あるいは「重化学工業＝軍需産業」と捉えるよりも、さらに広く「軍需全般を支える産業」と捉える方がより適切であると考えられる。詳しくは、下谷政弘編『戦時経済と日本企業』昭和堂、1990年、3～34頁。

V お わ り に

最後に、こうした鐘実の実態を念頭におきながら、鐘紡グループ全体について見ておこう。1939年上期の鐘紡の「営業報告書」によれば、同社は38年11月に2倍増資を行い、前述のように資本金は6000万円から1億2000万円に増えていた。また2倍増資分の内4分の1の払込増資を行い、払込資本金は7500万円となっていた。さらに株主数も増資前の1万2439人から2万1214人となった。株主全体のうち、1万株以上所有の大株主は14人で総発行株式の24%を所有していたが、その中で筆頭株主は第一生命（7%）であった⁴⁷⁾。また鐘実の役員をみると、社長は津田信吾、常務は城戸季吉、三宅郷太、取締役には名取和作はじめ5人、監査役は野崎広太をはじめ3人となっていた。このことは、先述のように資本的な関係だけでなく人的関係においても鐘紡と鐘実の両社が実質的に重なっていたことを示していた。

鐘紡と鐘実との関係については、鐘実第1回株主総会における津田信吾社長の次の発言が興味深い。すなわち、「鐘実は、親会社鐘淵紡績株式会社の〈姉妹会社〉となし互いに哺育の責を分つ〈別働会社〉になりまして、両社不可分の関係に置くを得策とするものであります。従つて将来増資などの場合は、相互にその増資株の割当配分を行はんとする腹案であります」⁴⁸⁾。つまり、鐘紡グループは、役員・資本・事業・経営組織など経営構造の諸側面が重複する鐘実を鐘紡本体から「スピン・オフ」することによってこそ、「日・満・朝」にまたがる時局産業へと急速に踏み込むことができたのである。換言すれば、鐘実とは、時局産業を中心とする鐘紡グループの外延的な拡大の担い手、つまり「鐘紡の分身」であり、「鐘紡の別働隊」としてその実態を位置づけることができる。このことは、鐘紡の中に鐘実を抱き込むという重層的な1つの有機的な組織構造を作り出すことによって、急変する戦時経営環境に柔軟に対応しよ

47) 社団法人証券引受会社協会『株式会社年鑑』昭和15年版、860頁。

48) 鐘淵紡績株式会社「1938年7月23日第103回定期株主総会における津田社長の演説」。

〔表6〕 鐘紡グループの事業分布 (1939年上期)

区分	繊維部門							非繊維部門						合計
	綿	絹糸	人絹	毛糸	生糸	加工	小計	化学	金属	鉱山	農水産	その他	小計	
直営工場	20 (3)	10	3 (1)	8	28 (8)	1	70 (12)	4	—	3 (3)	—	—	7 (3)	77 (15)
子・関係 会社	1 (1)	—	1	*1	2	2 (1)	7 (2)	6 (2)	1	3 (2)	1	2	13 (4)	20 (6)

(注) () は植民地, *は委託会社及び工場, 「化学」にはパルプ, フィルト, 肥料, 「鉱山」には金鉱, 採炭, 「その他」には販, 移民拓殖を含む。

(出所) 日本紡績研究所『繊維年鑑』1938年, 『鐘紡百年史』及び同社内部資料(「工場・事業場所在地一覧表」)から作成。

うとした戦時鐘紡グループの姿勢を示していた、と言えよう。こうして、自らの「分身」である鐘実を含む鐘紡グループの全体は、資本金1億3000万円、直営部門として77の工場、および投資資金計3500万円の20の子会社・関係会社を擁する巨大な「企業グループ」へと生まれ変わったのである〔表6〕。

従来30年代紡績業史研究との関連を念頭におき、本稿で得られた諸点を簡単に整理して、むすびとしよう。まず、鐘紡グループでは、30年代前半の多角的・垂直的な事業展開による資金調達限界が戦時統制の全面化を契機として顕著に現れた。そこで鐘紡は、中核事業持株会社たる鐘実の設立という組織再編成をテコとして資金調達限界を突破しながら、「時局事業」への進出に踏み切ることとなったのである。こうした鐘紡グループの組織行動は、30年代紡績企業の事業展開における実態把握の問題について再検討を迫るものである。すなわち、従来の「東洋紡」型⁴⁹⁾を基準とした「紡績業＝垂直的統合の不十分」説という単線的・一面的な捉え方に対して、垂直統合がより進んだいわば

49) 30年代に東洋紡がより消極的な垂直的統合をとらざる得なかった背景として、1931年3月「大阪合同紡績」との大型合併によって、桁はずれに膨大な設備能力を膨張させたことによって余剰なくされた経営政策の産物であった」という指摘がある。つまり紡績業界は、30年以来37年まで続いた戦前最長・最人の第11次操業短縮が恒常化しており「操短下の成長」を余剰なくされていた。こうした条件のもとでの大阪合同紡績との合併は、同社に戦前最大の綿紡績メーカーの地位を確立させたが、他方では未稼働の遊休設備を抱え込まざるをえなくなり、綿紡績中心の経営政策への傾斜(綿布、染色・加工事業への進出)と独特の合理化方法(労働強化)に頼らざるをえなくさせたと思われる。前掲、坂本「戦時体制下の紡績資本」134頁。

「鐘淵紡」型とでもいえるべき新たな紡績企業類型を提起することができる。そうすることにより、30年代紡績企業の事業展開および経営戦略の多様性という新しい見方を提示しうるのである。

第2には、こうした30年代三大紡績企業の事業展開構造の違いは、戦時期（日中戦争期）における「経済統制への対応＝時局事業への進出」のあり方においても「東洋紡」型と「鐘淵紡」型という2つの異なる対応の仕方があったことを意味している。東洋紡の場合には、非繊維事業への進出は、38年以降、繊維事業との有機的な関連が薄いゴム事業と機械事業部門を両軸として進められたのであり、さらに、同社の組織的な対応は戦時統制によって工場新設が抑制されたため、豊かな資金力をテコとしての活発な企業買収あるいは既存事業所との統廃合を中心に行われたのであった。その際、とくに注目すべき点は、非繊維事業を子会社が代行する形で分社化し、グループ内の機能分担関係を図るという形での組織的な展開であったことである⁵⁰⁾。しかし鐘紡の場合、30年代の多角化と垂直的な事業展開は、本体の繊維事業との垂直的・有機的な関連を持つ事業部門を「時局事業」に塗り替える形で進められた。しかも、中核子会社鐘実を新設し、非繊維関連の複数子会社の株式を肩代わりさせる形で分社化するという組織的再編成によって戦時統制を乗り越えようとしたのである。つまり、「繊維事業＝鐘紡本体」と「時局事業＝鐘実」という戦時統制の線に沿ったグループ的対応によって、より積極的に戦時経営環境に対応することができたのである。以上のように、30年代における紡績企業の多角化に対応する「垂直的統合の度合い」は、戦時経済統制がより強まる中で、紡績企業ごとの経営政策の自由度を大きく制約する要因として作用したのである。さらに、こうした両社の事業構成と組織戦略の相違は、経済統制が本格化する太平洋戦争期および敗戦後の再建整備のあり方をも強く規定することになっていった。

50) 前掲、坂本「戦時体制下の紡績資本」149頁～152頁。